

広島県告示第四百九十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、昭和四十八年広島県告示第二百十九号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県東広島地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

豊栄農業振興地域